
研究論文

学校の第三者評価の活用・推進に向けた課題と可能性
－教育委員会への意識実態調査から－

白川 正樹^{1)*}

【要 旨】

学校評価ガイドラインが指摘しているように、学校は、教育活動その他の学校運営の状況についての第三者評価による専門的視点からの評価を活用して、自らの優れた取組や課題、改善策を明確化し、学校運営を改善することを期待されている。しかし、日本の第三者評価は歴史が浅く、法令上の実施義務や実施の努力義務が課されていないこともあり、実施率は極めて低く、その活用・促進が課題となっている。

そこで、本稿は、第三者評価の全国的な推進の観点から、第三者評価において「誰が（評価者）」、「何を（評価内容）」、「どのように（実施体制）」評価すべきかという問いを立て、全国の教育委員会への質問紙調査を実施した。調査結果から、第三者評価を全国的に推進するためには、大学教授や有識者などの外部の専門家だけでなく、校長経験者や指導主事経験者、教員等の教育実務経験者、学校と地域の連携に知見を有する PTA (Parent-Teacher Association) や青少年団体の役員、学校関係者など、学校や地域の状況に応じた多様な評価者による柔軟な実施体制を工夫し、学校運営全般についての多角的で専門的な視点からの評価や具体的な改善提案等の専門的助言を行う必要性が明らかになった。

キーワード：学校評価、第三者評価、教育委員会、学校関係者評価、ピア・レビュー

Original Articles

Challenges and Possibilities for Utilizing and Promoting External Evaluation of Schools
－ From the questionnaire survey to the board of education on the implementation and awareness of external evaluation. －

Masaki SHIRAKAWA^{1)*}

【Abstract】

As the School Evaluation Guidelines point out, schools are expected to improve their operations by clarifying their own outstanding efforts, issues, and improvement measures through external evaluation from a professional perspective on the status of educational activities and other school operations. However, external evaluation in Japan has a short history and is neither legally obligated nor required to make efforts to implement it. As a result, the implementation rate is extremely low, and its utilization and promotion are an issue.

Therefore, from the perspective of promoting external evaluation nationwide, this report conducted a questionnaire survey of boards of education nationwide, asking the questions "By Whom (evaluators)," "What (evaluation contents)," and "How (implementation system)" should be evaluated in external evaluation. The survey results indicate that it is necessary to devise a flexible implementation system with a variety of evaluators according to the conditions of schools and communities to promote external evaluation nationwide. Possible evaluators include teachers, PTA (Parent-Teacher Association), youth group executives with knowledge of school-community cooperation, and school officials. The survey results also revealed the need to provide expert advice, including evaluations from a multifaceted and specialized perspective on overall school management and specific suggestions for improvement.

Key words: School Evaluation, External Evaluation, Board of Education, School Personnel Evaluation, Peer Review

¹⁾ 順天堂大学・国際教養学部 (Email: m.shirakawa.um@juntendo.ac.jp)

[2023年9月11日原稿受付] [2024年1月23日掲載決定]

1. 緒言 (背景と目的)

1.1. 問題の背景

日本の学校の第三者評価 (以降、第三者評価と表記) は、学校評価ガイドラインで、「学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの」(文部科学省, 2016, p.30) と位置付けられている。また、第三者評価の意義と特性として、専門的な分析や助言によって、学校が自らの状況を客観的に振り返り、学校の優れた取組や課題、改善策を明確化することで、学校運営を改善し学校の活性化につながることを期待できると明記されている (同上)。

このように、第三者評価は「学校改善の支援ツール」(古田, 2013) として、その積極的な活用を通じた「学校運営の改善による教育水準の向上」(文部科学省, 2016) が期待されている。学校評価等実施状況調査(平成 26 年度間)でも、「第三者評価の実施により効果のあったと感じられた点」として、61.5%の学校が「学校運営の組織的・継続的な改善」、49.2%が「自己評価や学校関係者評価の客観性の向上」、46.8%が「教職員の意識改革」、43.8%が「保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり」を挙げている (文部科学省, 2014)。加藤 (2011) も、学校関係者評価を「応援団」、第三者評価を「専門的な支援」として活用する重要性を指摘している。

しかしながら、学校教育法施行規則で自己評価の実施義務と公表義務、学校関係者評価の実施と結果公表の努力義務が定められているのに対して、第三者評価は、学校評価ガイドラインで学校とその設置者が必要であると判断した場合に行うものと記載されているのみで、法令上の実施義務や実施の努力義務が課されていない。国や都道府県の役割についての記述もない。そのため、第三者評価の実施率は全国で 6% と

いう極めて低い水準にとどまっている (文部科学省, 2014)。他にも、評価者や予算の確保等の実務的な課題や、「必要性を感じない」「時間がない」といった職員の意識の問題が第三者評価の取組が広がらない要因として指摘されている (白川, 2022)。

1.2. 本研究の目的

本稿は、第三者評価の活用・促進の観点から、第三者評価において「誰が (評価者)」、「何を (評価内容)」、「どのように (実施体制)」評価するべきかという問いを立て、質問紙調査に基づいて全国の教育委員会の第三者評価の実施状況と第三者評価に関する意識を詳細に調査分析することで、第三者評価の現状と課題、その可能性を明らかにすることを目的とする。その上で、第三者評価の全国的推進に資する組織づくりやシステム構築に係る論点を示す。

日本の第三者評価は、1 世紀以上の歴史があるイギリスの学校査察 (久保木 (2019), 高妻 (2013A)) やアメリカの認証評価 (中留 (1994), 浜田 (2014))、ニュージーランドの第三者評価 (Wylie (2012), 福本 (2013)) 等の諸外国の取組と比較して歴史が浅く実践事例も少ない。そのため、第三者評価のシステム作りも十分に確立しておらず、その理論構築と活用、推進も今後の課題である。

日本の学校評価や第三者評価に関連した論考として、学校評価の当初の制度化の過程における、教育改革国民会議等の教育政策共同体の外部からの NPM 的、統制的な提言が与えた影響について論じた青木 (2009) や、第三者評価が学校の主体性を重視したシステムに変遷してきた政策形成過程を論じた (古田, 2013) がある。また、第三者評価のフォーマット分析等から学校評価の現状と課題を指摘した西川 (2008) や第三者評価の専門性と第三者性、専門的な助言機能の重要性を指摘した小柳 (2013) などがあげられる。第三者評価の実践事例に基づいた論考としては、横浜国立大学附属中学校と近隣 2

校の教員主体の学校間評価（ピア・レビュー）の実践や（横浜国立大学教育人間科学部附属横浜中学校編，2009）、岡山県矢掛町での学校・教育委員会・大学教員・地域関係者の協働による第三者評価システムの開発（諏訪・福本・小山・岡野・高瀬，2011），（梶田・武泰，2011）がある。他にも、福岡県（高妻，2013b）や広島市（藤井，2013）における第三者評価の実践報告などがあげられる。

学校評価と教育委員会の関わりに関連した研究については、学校関係者評価の結果に応じて市区町村教委が学校支援を行うことの有効性を指摘した三浦（2011）などの一部論考がある。しかしながら、本稿のように、学校とともに第三者評価の実施主体と位置付けられている教育委員会の第三者評価に対する意識や認識に着目し、第三者評価の実施状況やその全国的実施に向けた課題、可能性について質問紙調査の結果を基に詳細に考察した論考は管見の限り見当たらない。

実効性のある第三者評価の全国的な推進を通じて、自己評価、学校関係者評価を含む学校評価全体の機能を向上させ、学校運営や教育活動を点検・改善することで、学校の活性化を図ることは、日本の学校教育全体のさらなる発展に向けた重要な教育課題のひとつである。

2. 研究方法

2.1. 調査対象者と調査方法

調査対象者は、全国の500教育委員会である。内訳は47都道府県教育委員会、20政令指定都市教育委員会、62中核都市教育委員会、205区市教育委員会、166町村教育委員会である。都道府県、政令指定都市、中核都市は全国すべての教育委員会を調査対象とした。区市教育委員会、町村教育委員会は全都道府県からそれぞれ無作為抽出した。調査対象の500教育委員会の事務局に、郵送法による質問紙調査を実施し、最終的に157教育委員会より回答を得た。回収率は31.4%である。調査にあたっては、教育

委員会への依頼文にて研究の趣旨、目的、アンケートの取り扱いを説明し、アンケートの回答・提出を以て同意とする旨を記載した。なお、本調査では質問項目の作成にあたり、「学校評価等実施状況調査」（文部科学省，2014）の質問項目と学校評価ガイドライン（平成28年改訂）を一部引用した。

2.2. 調査時期

2023年7月上旬～2023年8月上旬

2.3. 質問紙の構成

①回答者の属性に関する項目

（Q1）教育委員会名、（Q2）所轄の学校数（多肢選択式）の2項目。

②第三者評価の実施状況に関する項目

（Q3）所轄学校における第三者評価の実施状況、（Q4）所轄学校の第三者評価実施体制と実施体制別実施校数、（Q5）評価者選定・確保の実施者、（SQ5-1）評価者選定・確保の難易度、（SQ5-2）評価者選定の重視点、（Q6）第三者評価実施による所轄学校運営改善への役立ち度、（SQ6-1）第三者評価実施が所轄学校運営改善に役立った点、（Q7）第三者評価の課題や困難点、（Q8）第三者評価結果を受けて行った学校への支援、（Q9）第三者評価未実施理由、の9項目。いずれも多肢選択式である（Q5、SQ5-2、SQ6-1、Q7、Q8は「その他」の選択肢に自由回答欄を含む）。Q4、SQ5-2、SQ6-1、Q7、Q8、Q9は複数回答可である。なお、Q4～Q8は、Q3で所轄の学校が第三者評価を「全ての（大多数の・一部の）学校が実施している」と答えた教育委員会のみ、Q9は「実施している学校はない」と答えた教育委員会のみを回答の対象とした。

③第三者評価に対する意識に関する項目

（Q10）第三者評価の必要性、（Q11）第三者評価への期待点、（Q12）最も適切な第三者評

価実施体制、(Q13) 適当な第三者評価の評価者、(Q14) 第三者評価の評価者を安定的、継続的に確保・養成する方策、の5項目。いずれも多肢選択式である (Q11、Q12、Q13、Q14は「その他」の選択肢に自由回答欄を含む)。Q11、Q13、Q14は複数回答可である。

④第三者評価の活用、推進についての意見

(Q15) 第三者評価を学校運営の改善ツールとして多くの学校が活用できるようにする方策に関する回答者の考え、の1項目。自由記述。

3. 結果

3.1. 回答者の属性について

回答があった157教育委員会の種別は、都道府県教育委員会20(12.7%)、政令指定都市教育委員会7(4.5%)、中核都市教育委員会21(13.4%)、区市教育委員会52(33.1%)、町村教育委員会57(36.3%)である(表1)。それぞれの回収率は、都道府県42.5%(20/47)、政令指定都市35%(7/20)、中核都市33.8%(21/62)、区市25.3%(52/205)、町村34.3%(57/166)であった。都道府県教育委員会の回答率がやや高く、区市教育委員会がやや低いという結果となった。

教育委員会の種別とそれぞれの所轄の学校数(都道府県教育委員会は都道府県立学校、区市町村教育委員会は区市町村立学校：幼稚園を除

く)は表1の通りである。

3.2. 第三者評価の実施状況

表2は各教育委員会の所轄学校における第三者評価の実施状況と学校数の一覧である(Q3)。「全ての学校が実施している」と回答した教育委員会が52(33.1%)と全体の約1/3を占めた。内訳は、都道府県教育委員会4、政令指定都市教育委員会2、中核都市教育委員会4、区市教育委員会15、町村教育委員会27である。学校数が5校未満の小規模な自治体で全ての学校が実施している率が高かった。すべての学校が実施しているという回答が比較的多かった要因の一つとして、学校運営協議会や学校評議員からの意見聴取を第三者評価と位置付けている教育委員会があること、教育委員会が主導して管轄の全ての学校で実施している例が含まれているためと想定される。一方で、「大多数の学校が実施している」「一部の学校が実施している」教育委員会は非常に少なかった。「実施している学校はない」と回答した教育委員は過半数の55.4%であった。

調査結果からは、所轄のすべての学校が第三者評価を実施している自治体と、実施している学校が全くない自治体に2極化していることがわかった。また、「わからない」という回答が5.7%あったこと、他の設問の自由回答欄でも、「評価結果が教育委員会にすべて報告される訳

表1. 所轄学校数と教育委員会の種別

	都道府県	政令都市	中核都市	区市	町村	N	%
5校未満	0	0	0	0	37	37	23.5
5～9校	0	0	0	2	15	17	11.4
10～19校	0	0	0	25	5	30	19.1
20～29校	1	0	0	10	0	11	7.0
30～39校	0	0	1	9	0	10	6.3
40～49校	4	0	2	0	0	6	3.8
50～99校	10	0	17	5	0	32	19.7
100校以上	5	7	1	1	0	14	8.9
N	20	7	21	52	57	157	
%	12.7	4.5	13.4	33.1	36.3		100

ではない」という回答があったことから、学校が第三者評価を実施しても、教育委員会に報告していないため、教育委員会が第三者評価の実施状況を把握していないケースが一定数存在する実態が明らかになった。評価結果を「設置者等にも報告することが望ましい」（文部科学省，2016, p.35）と記載されているだけで、報告義務が課されていないことが背景にあると想定される。

続いて、Q3で「全ての学校が実施している」「大多数の学校が実施している」「一部の学校が実施している」と答えた61の教育委員会に対して、Q4で所轄学校の第三者評価の実施体制と実施校数（実施校数を把握している教育委員会のみが回答）を調査した（表3）。表3の選択肢1～3は、学校評価ガイドライン（平成28年改訂）で例示されている第三者評価の3つの実施体制（文部科学省，2016）を引用した。なお、この設問は複数回答可である。

表3の選択肢1の学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価が過半数を占め、3の外部の専門家を中心とする評価チームによる評価が2番目、2の互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価（ピア・レビュー）が最も少ないという結果になった。「その他」の実施形態として4の自由回答欄で、学校運営協議会の委員や学校評議員が評価を実施したという回答が多くみられた。

表4は、評価者確保・選定の実施者（Q5）と第三者評価の実施体制（Q4）の一覧表である（表中の①～⑤は表3の選択肢1～5に対応）。学校評価ガイドラインは、学校とその設置者を第三者評価の実施者と明記しているが（文部科学省，2016）、調査では評価者の選定・確保を学校単独で行っているケースが過半数を超える結果になった。実施体制との関連では、①の学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価と②の互いの学校の教職員を第三者評

表2. 第三者評価実施状況と所轄学校数

	5校未満	5～9校	10～19校	20～29校	30～39校	40～49校	50～99校	100校以上	N	%
全ての学校が実施	18	8	7	5	3	1	7	3	52	33.1
大多数の学校が実施	0	0	2	0	1	0	0	1	4	2.5
一部の学校が実施	0	0	0	0	0	0	4	1	5	3.2
実施している学校はない	18	8	21	6	6	5	19	4	87	55.4
わからない	1	1	0	0	0	0	2	5	9	5.7
全体	37	17	30	11	10	6	32	14	157	

表3. 所轄学校の第三者評価実施体制

Q4		N	%	実施校数
1	学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を実施	31	50.8	890
2	例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を実施	8	13.1	91
3	学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を実施	9	14.8	180
4	その他	15	24.6	223
5	わからない	6	9.8	0
	全体	61		1384

価の評価者として評価する実施体制において、学校が単独で評価者を選定しているケースが多かった。③の外部の専門家を中心とする評価チームによる評価では、設置者が中心となって評価者の選定を行う傾向がみられた。

表 4. 評価者選定の実施者と実施体制

Q5/Q4		第三者評価実施体制						
		①	②	③	④	⑤	N	%
評価者選定者	設置者	3	2	5	3	0	13	19.1
	設置者と学校	8	1	1	2	2	14	20.6
	学校	20	5	3	9	4	41	60.3
	その他	0	0	0	0	0	0	0.0
	全体	31	8	9	14	6	68	

*①～⑤は表3の1～5に対応

表5は、第三者評価の評価者の選定・確保が容易であったかどうかについての回答結果である (SQ5-1)。「どちらともいえない」という回答の比率が64%と非常に高く、「容易」と「どちらかというと容易」は合わせて20%にとどまった。「どちらかというと困難」「困難」についても合わせて16%であった。この設問は実際に第三者評価を実施した教育委員会のみを対象としており、評価者の確保が困難なため第三者評価を実施しなかった教育委員会のデータは含まれていない。したがって、「どちらかというと困難」「困難」と回答する割合が実態より低くなる可能性がある点には留意が必要である。また、学校が単独で評価者を選定した場合は、教育委員会がその過程に関与しておらず、状況を把握できていない結果として、「どちらともいえない」という回答が多くなった可能性が想定される。古田 (2013) も指摘しているように、実施者が評価者を選定する際に直面する課題に対して、誰がどのように支援を行うか曖昧である点は、今後の検討課題である。

評価者を選定する上で重視した点に関する設問 (SQ5-2:複数回答可) では、「学校との関係」が68%と最も多く、「居住地域」の56%が2番目という結果となった (表6)。この調査結

表 5. 評価者選定・確保の難易度

SQ5-1		N	%
1	容易	3	12.0
2	どちらかというとも容易	2	8.0
3	どちらともいえない	16	64.0
4	どちらかというとも困難	3	12.0
5	困難	1	4.0
全体		25	

果は、Q4で「学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価」が実施体制の過半数を占めた実態とも一致する。また、「教育実務経験」と「経歴・業績」がともに過半数を超えて「専門分野」(40%)を上回った点も、後述するQ13の回答の傾向とほぼ同様である。

一方、「第三者性」は24%にとどまった。これらの回答結果は、「第三者性」や「客観性」より、学校の教育活動や地域の実態をよく把握している学校関係者や教育実務経験者による学校や地域への理解に根差した評価が期待されていることを示唆している。

表 6. 評価者選定の重視点

SQ5-2		N	%
1	専門分野	10	40.0
2	経歴・業績	13	52.0
3	居住地域	14	56.0
4	第三者性	6	24.0
5	現在の職業・役職	12	48.0
6	教育実務経験	13	52.0
7	学校との関係	17	68.0
8	設置者との関係	7	28.0
9	その他	1	4.0
全体		25	

第三者評価の実施が、所轄する学校の学校運営の改善に役立ったかどうかに関する設問 (Q6) に対しては、第三者評価を実施した全ての教育委員会が「非常に役に立つ」または「一定程度役立つ」と回答した (表7)。この評価結果は、「学校の第三者評価ガイドラインの策

定に向けた実地検証」を受けて2010年にトーマツが実施した調査結果ともほぼ一致しており（トーマツ，2010）、第三者評価が学校改善の支援ツールとして寄与する可能性が再確認できた。

表7. 学校運営改善への役立ち度

Q6	N	%
1 非常に役立つ	23	38.3
2 一定程度役立つ	37	61.7
3 あまり役立たない	0	0.0
4 役立たない	0	0.0
全体	60	

第三者評価のどのような点が具体的に役立ったか（SQ6-1：複数回答可）について最も回答が多かったのが、「学校運営の課題の把握」と「保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり」であった（表8）。「学校運営全般の適切性の点検」についても7割の教育委員会が役立ったと回答した。

一方、第三者評価の実施が評価結果を受けた設置者による支援や改善措置、教職員の意識改革に役立ったとする回答は約3割にとどまった。

Q7は、第三者評価を実施した際に課題や困難を感じた点（複数回答可）についての調査で

表8. 学校運営改善に役立った点

SQ6-1	N	%
1 学校運営全般の適切性の点検	42	70.0
2 学校運営の課題の把握	47	78.3
3 学校運営の改善方策の把握	39	65.0
4 学校の教育活動の活性化	36	60.0
5 保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり	47	78.3
6 設置者等の学校への支援や条件整備等の改善措置	18	30.0
7 自己評価と学校関係者評価の検証による学校評価全体の実効性の向上	25	41.7
8 教職員の意識改革	17	28.3
9 その他	0	0.0
全体	60	

ある（表9）。「評価の妥当性」や「評価者の専門性」を課題として挙げた回答が最も多かったことから、評価者の専門性や評価能力が必ずしも十分ではないと認識している教育委員会が少なからず存在することがわかった。その背景として、実施率の最も高い表3の選択肢1の学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価では、実質的には学校関係者に1名、多い場合でも2名程度の専門家を加えて第三者評価と称しているケースが多いため、学校教育に関する専門性が十分ではない評価者がほとんどを占めている実態があることが指摘できる。また、「客観性」や「評価項目・基準の設定」に加えて、「負担の大きさ」「財源の確保」等の実務上の課題を指摘した回答も一定数あった。これらは今後の第三者評価の普及、充実に向けて対処すべき課題といえる。一方、「第三者性」は課題としてほとんど意識されていないことが明らかになった。

表9. 第三者評価の課題や困難

Q7	N	%
1 評価者の専門性	18	34.0
2 評価者の第三者性	6	11.3
3 評価の妥当性	20	37.7
4 評価の客観性	14	26.4
5 財源の確保	9	17.0
6 負担の大きさ	11	20.8
7 評価項目・基準の設定	12	22.6
8 教職員の第三者評価に対する理解・意識	5	9.4
9 特になし	12	22.6
10 その他	1	1.9
全体	52	

第三者評価を受けて、学校に対してどのような支援を行ったか（表10：複数回答可）については、「学校運営に関する指導、助言」が61.4%と突出して多く、「教育課程の編成や学習指導、生徒指導などの教育活動に関する指導、助言」が続いた（Q8）。半面、第三者評価を予

算や人事に生かした事例は極めて少数で、特に何もなかった教育委員会が約1割あった。

表 10. 評価結果を受けた学校への支援

Q8		N	%
1	教育課程の編成や学習指導、生徒指導などの教育活動に関する指導、助言	25	43.8
2	学校運営に関する指導、助言	35	61.4
3	自己評価、学校関係者評価に関する指導、助言	17	29.8
4	学校内の施設、設備、教材などの管理、整備	17	29.8
5	教職員の異動や採用などの人事配置	3	5.2
6	予算措置	5	8.8
7	特になし	6	10.5
8	その他	2	3.5
	全体	57	

Q9 では、Q3 で第三者評価を「実施している学校はない」と回答した教育委員会に対してその理由（複数回答可）を調査した（表 11）。最も回答が多かったのが、「第三者評価を実施する必要性が現時点では乏しいと考えられるため」であった。次に「第三者評価の評価者の確保が困難なため」が多く、「第三者評価を実施する予算がないため」と「法令上の実施義務や実施の努力義務が課されていないため」が3割強であった。「10 その他」の自由回答欄では、

学校運営協議会における意見聴取や評価が第三者評価的な役割を担っているという趣旨の回答が多くみられた。「教員不足で現場は疲弊しているため、更に負担が増えるのは避けたい」という意見もあった。これらの調査結果から、先行研究（白川，2022）でも指摘されているように、第三者評価の全国の実施に向けた課題は、評価者や予算の確保等の実務的な課題、法的な（努力）義務が課されていないという制度面の問題、第三者評価の必要性を感じない、時間的余裕がないという教職員の意識、の3点であることが再確認できた。

3.3. 第三者評価に対する意識

本節では、主に第三者評価への意識に関わる項目の調査結果を分析する。表 12 は、「自己評価、学校関係者評価に加えて、第三者評価を実施する必要はあると思いますか」（Q10）という質問に対する回答結果と第三者評価の実施状況（Q3）のクロス集計表である。第三者評価の必要性に関して、「とてもそう思う」「ややそう思う」という肯定的な回答は68%にとどまり、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた否定的な回答が32%にのぼった。特に、第三者評価を実施していない教育委員会では、第三者評価の必要性に対して否定的な回答が上回った。逆に「すべての学校が実施」と回

表 11. 第三者評価の未実施理由

Q9		N	%
1	第三者評価を実施する必要性が現時点では乏しいと考えられるため	43	50.0
2	第三者評価の実施方法が分からないため	6	7.0
3	第三者評価の評価者の確保が困難なため	40	46.5
4	第三者評価を実施する時間的余裕がないため	19	22.1
5	第三者評価を実施する予算がないため	30	34.9
6	来年度以降の実施に向けて準備中であるため	1	1.2
7	過去に実施していたが、期待した成果が得られなかったため	0	0.0
8	法令上の実施義務や実施の努力義務が課されていないため	27	31.4
9	わからない	3	3.5
10	その他	12	14.0
	全体	86	

答した 51 教育委員会の全てが、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した。この結果から、第三者評価の実施経験が、第三者評価の必要性に関する認識にポジティブな影響を与えている可能性が示唆された。

第三者評価に期待すること（Q11：複数回答可）に関しては、学校運営についての具体的な改善提案などの専門的助言や、専門的視点からの評価など、評価者の専門性に基づいた評価が最も求められていることが示唆された（表 13）。また、「学校と直接の関係を有しない者による、学校の教職員や保護者等とは異なる立場からの評価」をあげた教育委員会が 46.6% あったことから、SQ5-2 の結果とやや矛盾するが、外部の第三者の視点からの客観的な評価に対する一定のニーズがあることがわかる。一方、数

値データ等を用いた定量的評価や監査的な評価の必要性を指摘する声は少数派であった。この設問で注視すべきは、評価結果を受けた学校への支援の提供や教育委員会自身に対する評価に消極的な反応が見られたことである。

どの実施体制が最も適切と考えるか、またその理由は何か（自由記述）という設問（Q12）に対しては、1 の学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価が 6 割以上を占め、Q4 の実際の実施体制より 1 割以上高かった（表 14）。3 の外部の専門家を中心とした評価チームによる評価が 2 番目に高く、2 の互いの学校の教職員を評価者とする相互評価（ピア・レビュー）を選んだ教育委員会が最も少ない点も Q4 と同じであった。

1 の実施形態を選んだ理由としては、「学校

表 12. 第三者評価実施の必要性と実施状況

Q10/Q3		第三者評価実施体制					N	%
		全ての学校が実施	大多数の学校が実施	一部の学校が実施	実施校なし	わからない		
評価の必要性	とてもそう思う	32	2	2	1	0	38	25.3
	ややそう思う	19	1	3	37	4	64	42.7
	あまりそう思わない	0	1	0	39	3	43	28.7
	そう思わない	0	0	0	5	0	5	3.3
	全体	51	4	5	82	7	150	

表 13. 第三者評価への期待点

Q11	N	%
1 学校運営全般についての専門的視点からの評価	85	58.2
2 学校の優れた取組や重点的取組についての評価	63	43.2
3 学校運営についての具体的な改善提案などの専門的助言	89	61.0
4 教育に関する諸基準への適合状況等、監査的要素を含んだ評価	31	21.2
5 教育の成果に関する数値データ等を用いた定量的評価	20	13.7
6 設置者である教育委員会等の取組状況に対する専門的立場からの評価	19	13.0
7 学校と直接の関係を有しない者による、学校の教職員や保護者等とは異なる立場からの評価	68	46.6
8 自己評価・学校関係者評価の妥当性の検証・補足等、学校評価全体を充実する観点からの評価	48	32.9
9 評価結果に基づいた設置者等からの支援や条件整備等の改善措置	15	10.3
10 その他	4	2.7
全体	146	

や地域の状況を踏まえた専門的な助言を受けられる」「専門家の意見が反映され、学校関係者評価の質の向上が見込める」「現在の実施形態に近く、職員の負担も少ない」「効率的で、比較的实施しやすい」等の回答があった。2が適切と考える理由については、「互いの学校を違う視点で評価できる」「中学校区単位でコミュニティスクールの取組を推進している」「小中一貫教育を意識した地域とともにある学校づくりを推進していきたい」「新たに専門家を確保する必要がない」等の意見があった。3については、「学校関係者とは異なる立場からの新しい視点での評価を期待するため」「専門的な指導や助言が得られる」「客観性が保てる」「学校関係者と第三者の意見、評価が混同しない」「第三者評価の主旨に合っている」等の意見がみられた。「4 その他」の実施方法を選んだ回答者からは、「学校運営協議会や学校評議員による評価」「保護者と地域住民による評価」等が挙げられていた。

表 14. 最も適切な第三者評価実施体制

Q12		N	%
1	学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を実施	92	63.9
2	例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を実施	15	10.4
3	学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を実施	23	16.0
4	その他	14	9.7
	全体	144	

表 15 は、誰が第三者評価者として適当と考えるかについての設問である (Q13: 複数回答可)。なお、Q13 の選択肢は、学校評価ガイドライン (平成 28 年改訂) で例示されているリスト (文部科学省, 2016) を参照して作成した。この設問で注視すべきは、「校長 (副校長・教

頭含む) 経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験のある者」が適当であると回答した教育委員会が 67.8% であったのに対して、「他の学校の教職員 (元教職員含む) 等、学校の教育活動等に造詣の深い者」が 13.7% にとどまったことである。この結果から、第三者評価の評価者として求められている「教育実務経験」は、主に学校運営に関与した経験や知見であることがわかる。その他、「教育学等を専門とする大学教授等」や「経営学や組織マネジメント等を専門とする大学教授等の有識者」からは専門性、「学校と地域の連携に関する知見を有する者」からは学校と地域の連携の推進や学校・地域理解に基づいた評価が求められていることがわかる。一方、他の地方公共団体の指導主事・管理主事は評価者として適切と考えられていないことが明らかになった。

表 16 の評価者を安定的、継続的に確保する方策 (Q14: 複数回答可) については、「国、設置者、大学等による第三者評価者の候補者リストの作成・提供」と「校長 (副校長・教頭含む)・指導主事・教職員等の教育実務経験者の第三者評価者への登録制度の創設」が最も多かった。イギリスの Ofsted (久保木, 2019) やアメリカの Cognia (白川, 2023)、ニュージーランドの ERO (高橋 (2015), 福本 (2013)) 等の他国における第三者評価や認証評価では、評価を専門的に実施する組織が存在する。それらの外部評価機関では、校長等の管理職や教員等 (退職者含む) の教育実務経験者を中心とした評価者が登録しており、第三者評価に関する専門的な研修を受けて評価を実施している。評価方法や評価内容についてのノウハウも確立している。

日本でも、第三者評価を専門的に実施する機関の創設を期待する声が一定程度あることが調査結果から確認できた。「8 その他」では、「予算の確保」「地域住民や自治体関係者を評価者に加える」等の意見があった。

「第三者評価を学校運営の改善ツールとして

表 15. 適当な第三者評価の評価者

Q13		N	%
1	教育学等を専門とする大学教授等（教育学部等や教職大学院の教授等）	75	51.4
2	経営学や組織マネジメント等を専門とする大学教授等の有識者	59	40.4
3	校長（副校長・教頭含む）経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験のある者	99	67.8
4	（公立学校の場合は他の地方公共団体の）教育委員会の指導主事・管理主事	11	7.5
5	他の学校の教職員（元教職員含む）等、学校の教育活動等に造詣の深い者	20	13.7
6	学校運営に関連する知見を有する民間研究機関等（調査研究機関、NPO法人等）の構成員	40	27.4
7	P T Aや青少年団体など学校と地域の連携に取り組んでいる団体の統轄団体の役員など、学校と地域の連携に関する知見を有する者	68	46.6
8	組織管理に造詣の深い企業や監査法人等の構成員	17	11.6
9	その他	4	2.7
	全体	146	

表 16. 第三者評価の評価者を安定的、継続的に確保・養成する方策

Q14		N	%
1	国、設置者、大学等による第三者評価の研修の実施	39	28.1
2	第三者評価を専門的に実施する機関の創設	37	26.6
3	国、設置者、大学等による第三者評価者の資格・認証制度の創設	10	7.2
4	校長（副校長・教頭含む）・指導主事・教職員等の教育実務経験者の第三者評価者への登録制度の創設	43	30.9
5	複数の学校の教職員による相互評価（ピア・レビュー）の推進	23	16.5
6	国、設置者、大学等による第三者評価者の候補者リストの作成・提供	49	35.3
7	大学・大学院等での第三者評価者の養成教育	4	2.9
8	その他	17	12.2
	全体	139	

多くの学校が活用できるようにするためにはどのようにすればいいとお考えですか」（Q15）という自由記述の設問に対しては、「第三者評価の有効性や実施方法、評価者の確保などの啓発資料を発行し、広める」「第三者評価を取り入れて活用している学校、または自治体の活用例を集めた事例集を作成し、周知する」など、第三者評価の成功事例や効果的な実施方法を広く周知することで、第三者評価の意義や有効性、効果的な実施方法を学校や教職員が理解する必要性を指摘する声が多くみられた。また、安定した制度運営となるよう、行政（市教委、県教委等）が評価者をリストアップするなどして、

地域の実態に即した評価者の確保を支援・担保することや予算措置、人的補助を行う必要性を指摘する意見もあった。忙しい学校現場が第三者評価を実施するようにするためには、第三者評価を法的に義務付けることが必要とする声もあった。

4. 考察

総括として、これまで概観した調査結果を基に、第三者評価の活用、促進の観点から、第三者評価において、「誰が（評価者）」、「何を（評価内容）」、「どのように（実施体制）」評価すべきかという問いを考察する。その上で、第三者

評価の課題及びその全国的推進に資する組織づくり、システム構築に係る論点を示す。

1点目の、「誰が」評価すべきかという問いについては、評価者の選定において「学校との関係」「居住地」「経歴・業績」が特に重視されていた。また、評価者として最も適切と考えられているのが「校長経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験があるもの」であり、次に「PTA (Parent-Teacher Association) や青少年団体の役員など、学校と地域の連携に知見を有するもの」、3番目が「教育学等を専門とする大学教授等」であったことから、「学校や地域との関係」や高度な「教育実務経験」「専門性」が評価者の属性や資質能力として特に求められていることが指摘できる。学校評価ガイドラインは「学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者」が評価すると明記しているが、調査結果からは外部の専門家だけではなく、教育実務経験者や学校・地域の状況をよく理解している評価者が望まれていることが明らかになった。

評価者を広く確保するためには、教育学や組織マネジメント等を専門とする大学教授等の有識者だけではなく、教育実務経験者を「教育実践の専門家」、PTA・青少年団体の役員、学校関係者、学校運営協議会委員等を「学校と地域の専門家」として評価者に加え、より多様な評価者による幅広い視点からの評価を行う必要性が示唆された。また、評価者を安定的に確保・養成し、学校や教育委員会の評価者選定を支援するためには、校長・指導主事・教職員等の教育実務経験者の第三者評価者への登録制度の創設や国、設置者、大学等による評価者リストの作成・提供等のシステム作りも必要である。評価の妥当性や評価者の評価の専門性を高めるために、第三者評価の研修制度の充実も重要である。

2点目の、「何を」評価すべきかという問題に関しては、第三者評価に期待する点として、「学校運営についての具体的な改善提案などの

専門的助言」「学校運営全般についての専門的視点からの評価」「学校の教職員や保護者等とは違う立場からの評価」を指摘する声が多かった。また、学校運営改善に役立った点として、「保護者、地域住民との連携協力による学校づくり」や「学校運営の課題の把握」「学校運営全般の適切性の点検、改善方策の把握」等が特に挙げられていたことから、学校運営全般についての評価や点検だけではなく、地域との連携協力による学校づくりを意識しながら、具体的な改善策の提案などの専門的助言を行うことが重要であることが明らかになった。

一方、第三者評価の実施が必ずしも自己評価、学校関係者評価を含む学校評価全体の機能向上や、評価結果を受けた設置者による支援に結び付いていない実態は、第三者評価の意義や目的を十分に具現化できていないことを示唆しており、今後の第三者評価の実践や仕組みづくりにおいて検討すべき課題といえる。

3点目の、「どのように」評価すべきかに係る実施体制については、表3、14で示したように「学校関係者評価と第三者評価両方の性格を併せ持つ評価」の実施数が群を抜いて多く、最も適切であると考えられていた。この結果等から、この実施体制が最も実施が容易で、第三者評価の活用・推進に親和的である可能性が示唆された。一方で、第三者評価の実施に関して課題や困難を感じた点として、「評価の妥当性」や「評価の専門性」を指摘する教育委員会が多かったことから、学校関係者の中に1名、多くても2名の専門家が加わって評価することが多いこの「学校関係者評価と第三者評価両方の性格を併せ持つ評価」では、評価の専門性や妥当性を担保することが難しいという側面があることがわかる。この方式では窪田(2014)も指摘しているように、評価者として加わった専門家の評価能力や専門性に評価結果が大きく作用されるという問題もある。また、全国的にこの実施体制で第三者評価を実施すると仮定した場合、専門家である評価者の確保が大きな課題となる。

5. 結論

調査結果から、第三者評価を全国的に活用・推進するためには、学校評価ガイドラインで示された表3の「学校関係者評価と第三者評価両方の性格を併せ持つ評価」「互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価」「外部の専門家を中心とする評価チームによる評価」の3つの実施方法に加えて、それ以外の多様な評価者を組み合わせた実施体制を検討する必要性を指摘することができる。その前提として、先に述べたように、国、設置者、大学等による第三者評価者の候補者リストの作成・提供等の支援策や教育実務経験者等の評価者への登録制度等も検討する必要がある。

その他の実施体制の具体的な例として、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価で専門家の確保が困難な場合は、校長経験者や指導主事経験者、他校の教職員等を加えて、1と2を融合したような実施体制を工夫するという方法が想定できる。他にも、2の互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価する実施方法（ピア・レビュー）に外部の専門家を1、2名加えて2と3の実施方法の弱点を補強したり、3の外部の専門家を中心とした評価者に学校関係者の一部を加えて、地域と学校の連携をより意識した評価を行うなどの方法がある。その他、学校運営協議会委員に教育実務経験者を加えるなど、地域や学校の実態、ニーズに応じて、多様な評価者構成による柔軟な実施体制を工夫することで評価者の確保を図り、より実効性のある第三者評価を推進していくことが必要である。第三者評価を専門的に実施する機関の創設も選択肢の一つである。

第三者評価の活用・推進に向けては、第三者評価の必要性が十分に認識されていない実態がある点も大きな課題である。特に、第三者評価を実施していない自治体でその傾向が顕著であったことから、今後は自由回答欄でも提言されていたように、第三者評価の先進事例や成功事例など、第三者評価を活用して学校改善を

行った学校の事例集等を作成、公開することで、第三者評価の重要性や有用性、効果的な実施方法を教育委員会や学校に広く周知していくことが必要である。予算措置等の行政からの支援も求められる。

6. 研究の限界

本稿は、これまで行われてこなかった第三者評価の全国的な活用・促進の観点からの教育委員会対象の第三者評価に関する実施状況と意識に関する大規模な質問紙調査を実施し、今後の第三者評価の全国的な推進に資する組織づくりやシステム構築に係る知見を示した。しかしながら、本調査において、第三者評価を実施していると回答した教育委員会数は必ずしも十分ではなく、管轄の学校の状況を十分に把握していないケースも少なからず見られた。そのため、第三者評価の実施状況の解明には一定の限界があった。

第三者評価のさらなる活用・推進による学校運営の改善と学校の活性化を具現化するためには、国、設置者、学校、教育学研究者が協働して実効性のあるシステムづくりを詳細に検討していくことが重要である。

今後は、本稿での調査分析を基に、第三者評価に関する教育委員会への訪問調査等の質的調査を行う。さらに、全国の学校に対する第三者評価の実施状況や第三者評価に対する意識に関する大規模な質問紙調査、訪問調査を実施する。その上で、第三者評価の活用・推進を通じた日本の学校教育全体のさらなる発展に資する第三者評価の組織づくり、システム構築に関するより精緻な知見を提示していきたい。

付記

本研究は、JSPS 科研費（若手研究 JP20K13852，代表：白川正樹）の助成を受けたものである。

引用文献

- 青木栄一(2009).「評価制度と教育のNPM改革」『日本評価研究』第9巻3号, 41-54頁.
- 福本みちよ(2013).「第15章 評価と支援のネットワークによる学校評価システム—ニュージーランド」福本みちよ編著『学校評価システムの展開に関する実証的研究』玉川大学出版部, 300-314頁.
- 藤井佐知子(2013).「学校準拠型第三者評価を活用した学校評価システム—広島市」福本みちよ編著『学校評価システムの展開に関する実証的研究』玉川大学出版部, 223-244頁.
- 古田薫(2013).「学校の第三者評価における政策形成過程」『京都聖母女学院短期大学研究紀要』第42集, 53-71頁.
- 浜田博文(2014).『アメリカにおける学校認証評価の現代的展開』東信堂.
- 加藤崇英(2011).「<討論まとめ>わが国の学校評価システムにおける今後の可能性—指導主事機能と第三者評価、それぞれの強化のあり方をめぐって—」『教育制度学研究』第18巻, 134-136頁.
- 梶田勲一[監修]・武泰稔[編著](2011).『学校力を培う学校評価(矢掛町の挑戦)』三省堂.
- 高妻紳二郎(2013a).「第三者評価結果にもとづいた学校評価システム—イングランド」福本みちよ編著『学校評価システムの展開に関する実証的研究』玉川大学出版部, 287-299頁.
- 高妻紳二郎(2013b).「ガイドラインに即した総合的学校評価システム—福岡県」福本みちよ編著『学校評価システムの展開に関する実証的研究』玉川大学出版部, 71-85頁.
- 久保木匡介(2019).『現代イギリス教育改革と学校評価の研究—新自由主義国家における行政統制の分析』花伝社.
- 窪田眞二(2014).「学校第三者評価の役割と制度設計上の課題探求のための予備的考察—学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議での議論を手がかりとして—」『教育学論集』第10集, 45-60頁.
- 小柳雅子(2013).「学校評価をめぐる政策と研究動向:第三者評価の機能に着目して」『筑波教育学研究』第11号, 55-71頁.
- 三浦智子(2011).「学校評価の実施にかかる教育委員会の役割と課題—全国市区町村教育委員会調査結果の分析—」『国立教育政策研究所紀要』第140集, 195-208頁.
- 文部科学省(2014).「学校評価等実施状況調査(平成26年度間 調査結果)」.
- 文部科学省(2016).「学校評価ガイドライン(平成28年改訂)」.
- 中留武昭(1994).『アメリカの学校評価に関する理論的・実証的研究』第一法規.
- 西川信廣(2008).「学校評価の現状と課題—第三者評価の検討を中心に」『京都産業大学教職研究紀要』第3号, 31-48頁.
- 白川正樹(2022).「学校を主体とした第三者評価の全国的普及の推進に係る課題と展望—日本・イギリス・アメリカ・ニュージーランドの第三者評価の比較—」『教育実践研究論文集』第3巻, 30-41頁.
- 白川正樹(2023).「学校第三者評価における評価項目(規準)に関する考察—Cogniaのスタンダード(認証評価規準)を中心に—」『順天堂グローバル教養論集』第8巻, 79-89頁.
- 諏訪英広・福本昌之・小山悦司・岡野浩美・高瀬淳(2011).「学校改善を促す第三者評価システムの開発プロセスと実践:矢掛町における取組事例(教育経営の実践事例)」『日本教育経営学会紀要』第53巻, 102-112頁.
- 高橋望(2015).「ニュージーランドの教育政策展開とその研究動向」『日本教育政策学会年報』第22巻, 166-173頁.
- 有限責任監査法人トーマツ(2010).「平成21年度 第三者評価の実践結果を踏まえた評

価手法等の効果検証に係る調査研究 最終
報告書」.

横浜国立大学教育人間科学部附属横浜中学校編
(2009). 『学校間評価—自己評価と学校関
係者評価をつなぐ新しい学校評価システム

の構築—』学事出版.

Wylie, C. (2012). *Vital Connections: Why We Need
More Than Self-Managing Schools*, NZCER
Press.